

もとす広域連合人事行政の運営等の状況（平成30年度）

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員数

区 分	平成30年4月1日 職 員 数	平成30年度中		平成31年4月1日 職 員 数
		退職者数	採用者数	
一般行政職	79 人	3 人	4 人	80 人
医療職（看護師等）	11 人	1 人	0 人	10 人
医療職（栄養士等）	3 人	0 人	0 人	3 人
技能労務職	5 人	0 人	1 人	6 人
合 計	98 人	4 人	5 人	99 人

※退職後に再任用となった職員を含みます。

(2) 級別職員数（平成30年4月1日現在）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	合計
標準的 職 務	主事	主任	主査、係長又は これに相当する職務	課長補佐の職務	総括課長補佐の職務	課長又はこれに 相当する職務	事務局長又はこれ に相当する職務	
一 般 行政職	24	35	11	7	2	0	0	79
構成比	30.38%	44.30%	13.93%	8.86%	2.53%	0.00%	0.00%	100.00%

※もとす広域連合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
標準的職務とは、それぞれの級における代表的な職名です。

2 職員の人事評価の状況

区 分	事務局長	次長、課長又は主幹	総括課長補佐又は 課長補佐	主任主査又は 係長	主査以下
1次評価者	広域連合長	事務局長	課長	総括課長補佐又 は 課長補佐	主任主査又は係長
2次評価者	—	広域連合長又は 担任副広域連合長	事務局長	課長	課長
評 価 項 目	能力評価及び業績評価				
評 価 期 間	能力評価：4月1日から9月30日まで及び10月1日から翌年3月31日まで 業績評価：4月1日から翌年3月31日まで				
活用分野	任用、給与、分限その他の人事管理の基礎				

3 職員の給与の状況

(1) 平均給料月額及び平均年齢（平成30年4月1日現在）

区 分	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	251,334 円	39 歳 6 月
医療職（看護師等）	270,582 円	44 歳 2 月
医療職（栄養士等）	302,533 円	43 歳 7 月
技能労務職	222,780 円	40 歳 3 月

(2) 初任給基準（平成30年4月1日現在）

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	180,700円	161,300円	148,600円

区 分	大学卒	短大3卒
医療職（看護師等）	210,900円	198,800円

区 分	大学卒	短大卒
医療職（栄養士等）	186,900円	164,700円

区 分	高校卒	中学卒
技能労務職	146,000円	138,000円

## (3) 職員手当 (平成30年4月1日現在)

扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 月額 6,500円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 1人につき (子) 月額 10,000円 (父母等) 月額 6,500円</li> <li>・特定加算 月額 5,000円 ※満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある扶養親族の子に対する加算</li> </ul>
住居手当	・家賃の額が月額12,000円を超える借家等 月額27,000円以内
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通勤距離(片道) 2km以上に応じ 自家用車使用者 月額2,000円～31,600円 交通機関等利用者 定期券等額</li> </ul>
特殊勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉手当 月額515円(看護師等) 月額840円(介護職員等) 月額805円(調理員)</li> <li>・老人福祉手当 月額18,000円(介護支援専門員)</li> <li>・し尿処理手当 月額700円 ※1日当たり支給額は1日の時間数が6時間以上で適用4時間以上6時間未満は1/2適用</li> </ul>
時間外勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正規の勤務時間を超えて勤務した場合 勤務日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.25倍 週休日における時間外勤務1時間につき 時間単価×1.35倍</li> </ul>
宿日直手当	・1回4,400円
管理職員特別勤務手当	・1回8,000円
夜間勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・深夜(22時から翌朝5時の間)勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×0.25倍</li> </ul>
休日勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・祝日及びび年末年始の休日に勤務した場合 勤務1時間につき 時間単価×1.35倍</li> </ul>
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理又は監督の地位にある職員(6級以上)に定額を支給 その地位の職に応じて 月額27,800円から66,400円まで</li> </ul>
期末手当	・6月期 1.225月分 12月期 1.375月分
勤勉手当	・勤務成績に応じて支給 給料等月額×期間率×成績率

## 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

## (1) 勤務時間

勤務時間		閉庁日
始業時刻	終業時刻	
午前8時30分	午後5時15分	日曜日及び土曜日 国民の祝日に関する法律に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日

## (2) 年次有給休暇(付与日数・期間 1年につき20日)

取得の状況(平成30年1月1日～平成30年12月31日)

総付与日数 (A)	総使用日数 (B)	対象職員数 (C)	平均取得日数 (B)/(C)	取得率 (B)/(A)
3,704	797	99人	8.1日	21.5%

## (3) その他の休暇制度

種 類	付 与 日 数 ・ 期 間 等	
病気休暇	必要最小限度の期間	
特 別 休 暇	公民権行使のための休暇	必要と認められる期間
	公の職務執行のための休暇	必要と認められる期間
	骨髄若しくは末梢血幹細胞提供のための休暇	必要と認められる期間
	社会貢献活動のための休暇	1年につき5日の範囲内の期間
	結婚休暇	連続する5日間の範囲内の期間
	出産休暇	6週間（多胎妊婦の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である場合には出産日までの期間、出産した場合には出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
	保育時間休暇	1日2回それぞれ30分以内の期間
	妊婦の通勤緩和のための休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日につき1時間を超えない範囲内の期間
	妊産婦等の健康診査等のための休暇	必要と認められる期間
	妻の出産休暇	2日の範囲内の期間
	育児参加休暇	5日の範囲内の期間
	子の看護休暇（小学校就学前）	1年につき5日の範囲内の期間
	短期介護休暇（要介護者の介護）	1年につき5日の範囲内の期間
	忌引休暇	死亡した者の続柄に応じ1日から7日の範囲内の期間
	法要休暇	1日の範囲内の期間
夏季休暇	7～9月内で原則として連続する3日の範囲内の期間	
災害又は交通機関の事故等による休暇	事由に応じ、7日の範囲内の期間又は必要と認められる期間	
介護休暇	介護を必要とする状態ごとに、連続する6月の期間内	

## 5 職員の休業の状況

## (1) 育児休業の状況

区 分	男性	女性
育児休業の承認件数	0件	1件
育児休業期間延長の承認件数	0件	1件

## (2) 配偶者同行休業の状況

区 分	件数
配偶者同業休業の申請件数	0件
配偶者同業休業の承認件数	0件

## 6 職員の分限及び懲戒処分状況

	処分内容	処分者数	処分事由
分 限 処 分	免 職	0人	
	休 職	4人	心身の故障及び病気のため
	降 任	0人	
	降 給	0人	
懲 戒 処 分	免 職	0人	
	停 職	0人	
	減 給	0人	
	戒 告	0人	

## 7 職員のサービスの状況

区 分	申請件数	許可件数
営利企業等の従事の許可申請	1件	1件
職務専念義務の免除	0件	0件

## 8 職員の退職管理の状況

本広域連合では職員の退職管理を適正に確保するため、「もとす広域連合職員の退職管理に関する条例」及び「もとす広域連合職員の退職管理に関する規則」を定め、元職員による現職職員への働きかけを規制するなど適正な退職管理に取り組んでいます。

9 職員の研修の状況

区分		受講者数 (延べ人数)
岐阜県市町村振興協会市町村研修センター		66人
その他	本庁	19人
	療育医療施設	103人
	衛生施設	10人
	老人福祉施設	80人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況

	受診者数
年代別定期健康診断	96人

(2) 共済制度

- ・岐阜県市町村職員共済組合に加入

(3) 公務災害補償制度

- ・地方公務員災害補償基金岐阜県支部に加入

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

- ・該当なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

- ・該当なし